

沖縄県食品の安全安心推進計画の概要

1 食品安全基本法

国内外における牛海綿状脳症(BSE)の発生や輸入野菜の残留農薬問題等、食の安全を脅かす事件の相次ぐ発生を背景に、食品の安全性の確保に関して、国民の健康保護が最も重要であること等を基本理念として定めた「食品安全基本法」が、平成15年7月に施行された。

食品安全基本法では、国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務や消費者の役割が明確化され、リスク評価(食品健康影響評価)とリスク管理(リスク評価に基づく施策の策定)、リスクコミュニケーション(関係者相互間の意見・情報の交換)の促進等を基本的な方針として定め、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することとされる。

2 沖縄県の取り組み

食品安全基本法第7条において地方公共団体は、「食品の安全性の確保に関し、地方公共団体の区域の社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されていることから、沖縄県においても全庁的に各種施策を展開している。

【食品安全基本法施行後の取り組み】

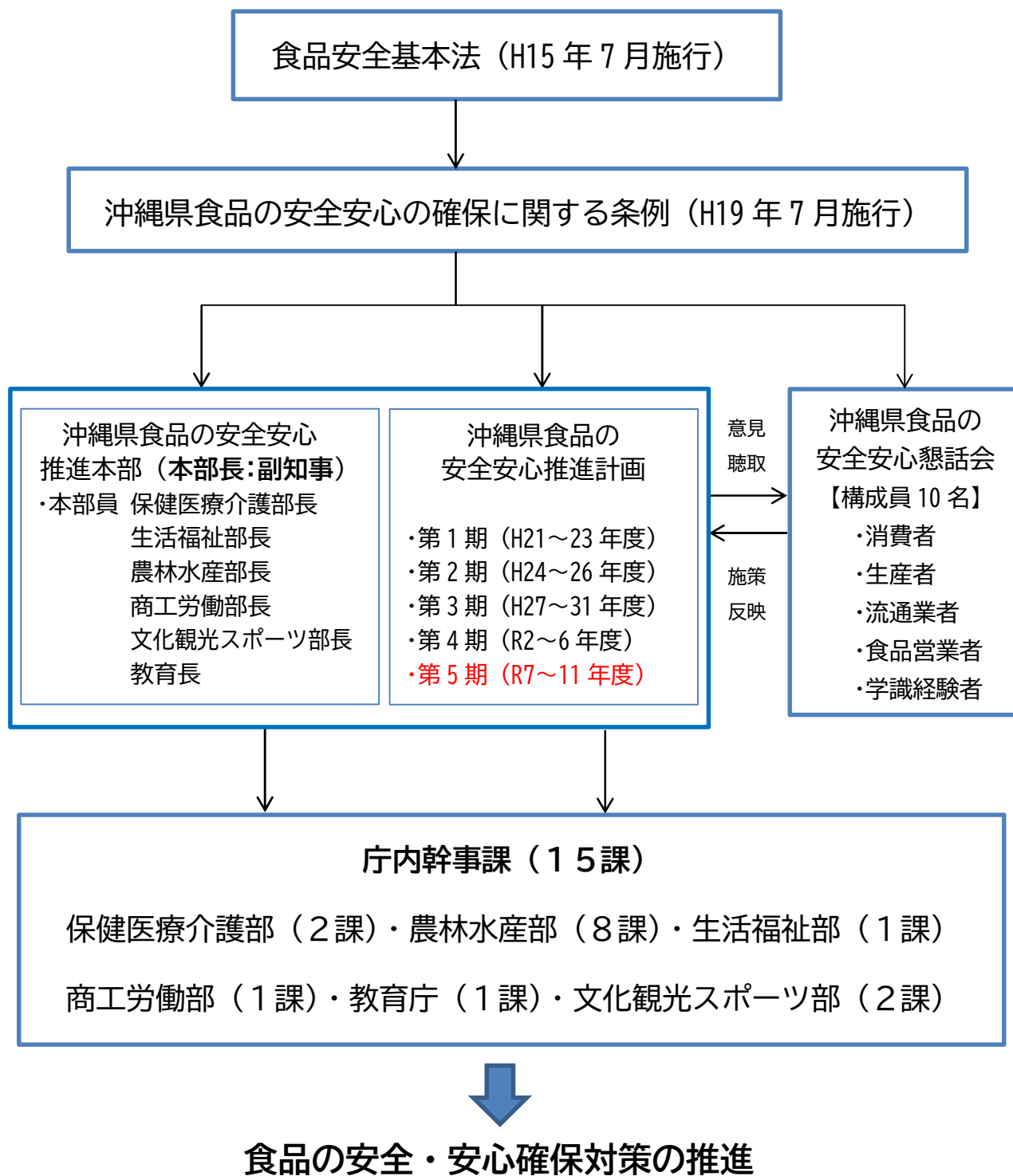
平成16年1月	沖縄県食品の安全安心推進本部設置 (沖縄県食品の安全・安心推進本部設置要綱策定、本部長：県知事)
平成16年8月	沖縄県食の安全・安心懇話会設置(沖縄県食の安全安心懇話会設置要綱策定)
平成17年3月	沖縄県食の安全・安心確保基本方針策定
平成18年9月	沖縄県食の安全・安心行動計画の策定(平成18~20年度の3年計画)
平成19年7月	沖縄県食品の安全安心確保に関する条例制定
平成20年8月	沖縄県食品の安全安心推進本部設置規定策定(本部長：副知事)
平成21年4月	沖縄県食品の安全安心推進計画(平成21~23年度の3年計画)
平成23年4月	沖縄県食品の安全安心懇話会運営要綱の策定
平成24年4月	第2期沖縄県食品の安全安心推進計画(平成24~26年度の3年計画)
平成27年4月	第3期沖縄県食品の安全安心推進計画(平成27~31年度の5年計画)
令和2年4月	第4期沖縄県食品の安全安心推進計画(令和2~6年度の5年計画)
令和7年4月	第5期沖縄県食品の安全安心推進計画(令和7~11年度の5年計画)

3 推進体制について

沖縄県では、食品の安全安心に関して全庁的に取り組むため、副知事を本部長とする「沖縄県食品の安全安心推進本部」を設置すると共に、消費者、生産者、流通業者等の広範な分野の意見を聴取するため、保健医療介護部長が主催する「沖縄県食品の安全安心懇話会」を設置している。

第5期沖縄県食品の安全安心推進計画の各施策は、6部局15課で計52項目の施策を実施し、食品の安全安心確保対策を推進している。

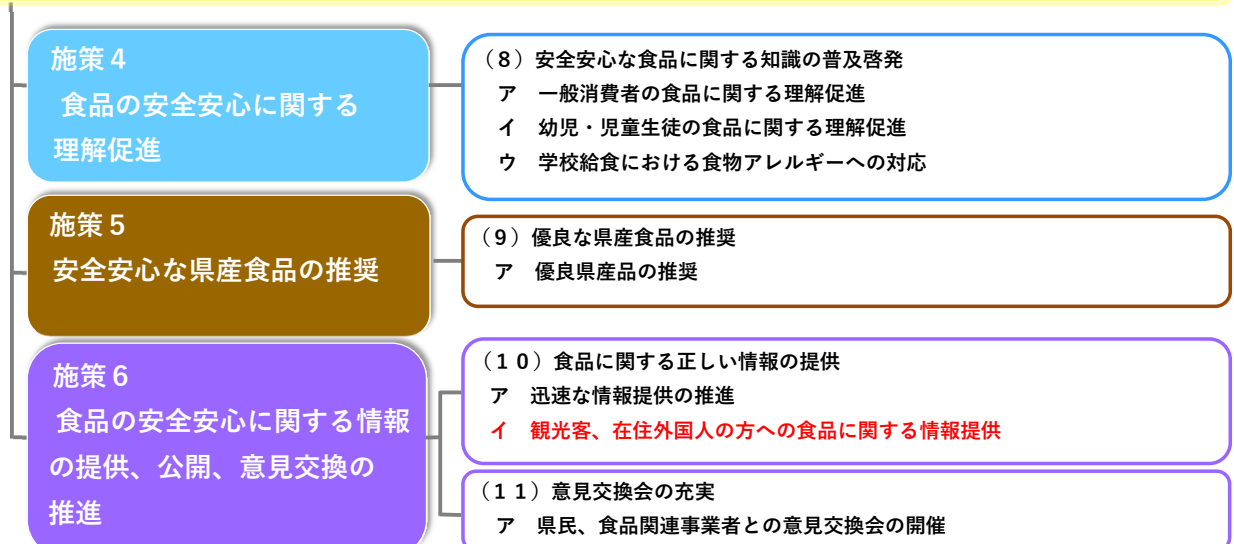
食品の安全安心確保について



施策目標Ⅰ 安全安心な食品の確保



施策目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供



令和8年度 沖縄県食品の安全安心推進本部 名簿

本部長	副知事	宮城 嗣吉
本部員	保健医療介護部長 (副本部長)	諸見里 真
	生活福祉部長	真鳥 裕茂
	農林水産部長	喜屋武 盛人
	商工労働部長	知念 百代
	文化観光スポーツ部長	又吉 信
	教育長	半嶺 満

沖縄県食品の安全安心懇話会構成員名簿

(就任予定期間：令和7年6月1日から令和9年5月31日)

構成員区分	氏名	所属・役職	推薦課
(1)消費者	<small>ふるぼん</small> 古壘 忠司	沖縄県生活協同組合連合会 会長理事	生活安全安心課
	<small>のほら</small> 野原 なおこ 直子	NPO法人消費者センター沖縄 理事	生活安全安心課
(2)生産者	<small>おおしろ</small> 大城 たかし 貴士	沖縄県農業協同組合（JAおきなわ）農業振興本部ファーマーズ推進部部長	流通・加工推進課
	<small>まじきな</small> 真境名 かねひこ 兼彦	株式会社沖縄県食肉センター 生産部部長	畜産課
(3)流通業者	<small>おおしろ</small> 大城 そうせい 宗正	株式会社沖縄県物産公社 執行役員 店舗事業部部長	グローバルマーケット戦略課
	<small>うえはら</small> 上原 おさむ 修	イオン琉球株式会社 取締役 商品本部長	グローバルマーケット戦略課
(4)食品営業者	<small>むらの</small> 村野 かつこ 勝子	株式会社オーディフ 代表取締役社長	薬務生活衛生課
	<small>てるや</small> 照屋 ゆきの	株式会社首里とうふ 代表取締役社長	薬務生活衛生課
(5)学識経験者	<small>たから</small> 高良 けんさく 健作	国立大学法人琉球大学 農学部教授	薬務生活衛生課
	<small>いとう</small> 伊藤 さなえ 早苗	国立大学法人琉球大学 医学部准教授	薬務生活衛生課

令和8年度沖縄県食品の安全安心推進本部 幹事名簿

○幹事長：保健医療介護部 保健衛生統括監 平良勝也

所 属（15課）		幹事（課長）
保健医療介護部（2課）	薬務生活衛生課 （事務局）	中村 章弘 （副幹事長）
	健康長寿課	宮城 清美
生活福祉部（1課）	生活安全安心課	七條 優子
農林水産部（8課）	農林水産総務課	長嶺 元裕
	流通・加工推進課	島袋 直樹
	営農支援課	山口 悟
	園芸振興課	浦崎 直也
	糖業農産課	喜納 幹雄
	畜産課	真喜志 修
	森林管理課	前堂 格
	水産課	七條 裕蔵
商工労働部（1課）	グローバルマーケット 戦略課	平良 秀春
文化観光スポーツ部(2課)	観光振興課	親富祖 英二
	交流推進課	佐和田 勇人
教 育 庁（1課）	保健体育課	遠越 学

令和8年度 沖縄県食品の安全安心推進本部 幹事・担当者名簿

○幹事長：保健医療介護部 平良 勝也 保健衛生統括監						
所 属（15課）		幹事（課長）	担当者 職名	担当者 氏名	内線（IP）	
保健医療介護部 （2課）	事務局 （薬務生活衛生課）	4階	中村 章弘 （副幹事長）	食品乳肉班 班長	嘉数 明日香	2903
	★事務局 とりまとめ （薬務生活衛生課）	4階		食品乳肉班 主幹	高木 祐司	2904
	事務局 （薬務生活衛生課）	4階		食品乳肉班 主任	宮城 匡	2909
	事務局 （薬務生活衛生課）	4階		薬務班 主任技師	下地 悠子	2016
	健康長寿課	4階	宮城 清美	健康推進班 主任技師	上原 梓美	3926
生活福祉部 （1課）	生活安全安心課	3階	七條 優子	消費生活班 主査	入波平 信太	2617
農林水産部 （8課）	農林水産総務課	9階	長嶺 元裕	企画班 主事	仲村 佳奈	2936
	流通・加工推進課	9階	島袋 直樹	流通政策班 主査	嘉手苺 知史	2961
	営農支援課	9階	山口 悟	農業環境班 主任技師	渡部 翔之	3007
	園芸振興課	9階	浦崎 直也	野菜花き班 主任	恩田 結	3022
	糖業農産課	9階	喜納 幹雄	農産・共済班 主任技師	豊里 麻子	3047
	畜産課	9階	真喜志 修	畜産政策班 主査	照屋 聡	3052
	森林管理課	9階	前堂 格	資源活用普及班 主事	石垣 佑太	3157
	水産課	10階	七條 裕蔵	栽培流通班 主事	西表 悠太	3173
商工労働部 （1課）	グローバルマーケット 戦略課	8階	平良 秀春	戦略推進班 主任	小谷 千昌	3245
文化観光 スポーツ部 （2課）	観光振興課	8階	親富祖 英二	受入推進班 主査	大村 美枝	3387
	交流推進課	5階	佐和田 勇人	交流推進班 主査	漢那 豊	3408
教育庁 （1課）	保健体育課	教育庁舎	遠越 学	学校安全・給食班 指導主事	安慶名 恭子	4185

第5期沖縄県食品の安全安心推進計画 令和7年度施策実施状況概要

1 はじめに

沖縄県では、平成19年度に「沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例」を施行し、食品の安全安心確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成21年度から「沖縄県食品の安全安心推進計画(以下、「推進計画」という。)を策定しています。

第5期推進計画では、令和7年度から令和11年度までを計画期間として、2つの施策目標を掲げ、6つの施策のもとに52項目の目標を定めて、個別の取り組みを実施しています。

また、各年度の数値目標は可能な限り設定し、同計画の実施状況の把握の目安としました。

2 推進計画の実施状況

推進計画の実施状況を、2つの施策目標ごとに次ページ以降に整理しました。

推進計画では、施策目標Ⅰ安全安心な食品の確保(施策1、施策2、施策3)で42項目、施策目標Ⅱ食品に対する安心感の提供(施策4、施策5、施策6)で10項目、合計52の施策項目を設定しています。

(1)令和7年度施策項目の実施状況

数値目標が設定された42項目の実施状況を、下記の5つの区分により把握し、その集計結果は表1のとおりとなっています。

区分	基準※
A	目標値に対して、100%以上
B	目標値に対して、90%以上
C	目標値に対して、60%以上 90%未満
D	目標値に対して、60%未満
E	目標値に対して、0%

※目標数値に休廃止の施設等を含む場合は、当該休廃止施設等を除いたものを母数とする。

実施状況が「A」の項目は40項目、「B」の項目は2項目、「C」、「D」及び「E」の項目はありませんでした。

令和7年度については、数値目標達成率が9割を超えており、概ね良好な実施状況となっています。

表1 令和7年度施策の実施状況

施策	施策項目数	実施状況(項目数) 内訳									
		A		B		C		D		E	
		該当数	%	該当数	%	該当数	%	該当数	%	該当数	%
目標Ⅰ 安全安心な食品の確保											
施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保	16	15	94	1	6	0	0	0	0	0	0
施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保	14	13	93	1	7	0	0	0	0	0	0
施策3 食品の安全安心確保のための体制の充実	6	6	100	0	0	0	0	0	0	0	0
目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供											
施策4 食品の安全安心に関する理解促進	4	4	100	0	0	0	0	0	0	0	0
施策5 安全安心な県産食品の推奨	1	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0
施策6 食品の安全安心に関する情報の提供、公開、意見交換の推進	1	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	42	40	95	2	5	0	0	0	0	0	0
令和6年度実施状況(参考)	40	38	95	1	2.5	1	2.5	0	0	0	0

(2)数値目標及び実績一覧表

令和7年度の52項目の実施状況については、以下のとおりです。

施策項目	単位/年	(参考R6)		R7		目標値 R7	担当課	頁数	
		実績値	実施状況	実績値	実施状況				
施策目標Ⅰ 安全安心な食品の確保									
施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保									
基本施策(1) 安全な農作物の提供の推進									
ア 生産現場における農薬の適正使用									
1	農薬販売店に対する立入検査件数	件	101	A	100	A	100	営農支援課	13
2	農薬適正使用講習会の開催回数	回	12	A	11	A	10	営農支援課	13
イ 農薬の管理を含めた総合的な自主管理体制の取組み									
3	国のガイドラインに基づいたGAPの導入経営体数	経営体	5	A	5	A	5	営農支援課	13
4	環境保全型農業実践数	件	2,066 (2施策統合)	C	2,119	B	2,141	営農支援課	13
ウ 残留農薬検査等の実施									
5	流通農産物の残留農薬検査(検査実施予定数の達成率)	%	100	A	100	A	100	業務生活衛生課	14
基本施策(2) 安全な畜産物・水産物の提供の推進									
ア TSE(BSE)対策の推進									
6	TSE(BSE)スクリーニング検査頭数	頭	7	-	2	-	随時	業務生活衛生課	14
イ と畜検査・食鳥検査の実施及び食肉・食鳥肉の衛生確保の推進									
7	と畜場・食鳥処理場職員への講習会開催回数	回	8	A	8	A	8	業務生活衛生課	15
8	と畜場の監視回数(監視予定回数の達成率)	%	107	A	102	A	100	業務生活衛生課	15
9	食鳥処理場(大規模・認定小規模)の監視回数(監視予定回数の達成率)	%	100	A	106	A	100	業務生活衛生課	15
ウ 鶏卵衛生管理体制の整備									
10	養鶏場のサルモネラ検査数	検体	144	-	128	-	随時	畜産課	15
エ 動物用医薬品等の適正使用の促進と監視指導の充実									
11	動物用医薬品の適正使用にかかる監視指導	件	47回 (変更・上方修正)	A	51	A	45	畜産課	15
12	飼料等の製造・流通段階における検査や指導数	件	83 (上方修正)	A	58	A	35	畜産課	16
13	畜水産食品の残留抗生物質検査数(検査実施予定数の達成率)	%	97	B	100	A	100	業務生活衛生課	16
14	養殖経営体数に対する指導経営体数の割合	%	100	A	100	A	100	水産課	16
15	水産用医薬品使用実態調査の実施回数	回	1	A	1	A	1	水産課	16
オ 家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化									
16	家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化に係る連絡会議の開催回数	回	18 (上方修正)	A	9	A	8	畜産課	17
17	鳥インフルエンザ発生予防体制の強化における確認指導	件	(新規)	-	68	A	50	畜産課	17
カ 和牛ブランドの信頼性の確保									
18	家畜人工授精所の立入検査	件	(新規)	-	51	A	40	畜産課	17

施策項目	単位/年	(参考R6)		R7		目標値 R7	担当課	頁数	
		実績値	実施状況	実績値	実施状況				
施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保									
基本施策(3) 食品の製造・調理・販売段階における安全確保									
ア 食品関連事業者に対する監視指導									
19	食品施設監視指導回数(監視指導実施予定数の達成率)	%	117	A	100	A	100	業務生活衛生課	17
イ 食品関連事業者の自主管理の促進									
20	食中毒予防のための講習会開催回数(実施予定数の達成率)	%	109(272回) (変更)	A	100	A	100	業務生活衛生課	18
21	食品衛生責任者養成講習会等での講義回数	回	46 (上方修正)	A	40	A	23	業務生活衛生課	18
22	HACCPの導入及び適切な運用に関する指導助言	件	44 (変更)	A	42	—	随時	業務生活衛生課	18
23	食品関連事業者団体による巡回指導件数(実施計画数の達成率)	%	101(4,660件) (変更)	A	90	B	100	業務生活衛生課	18
ウ 食品収去検査の実施									
24	食品の収去検査検体数(検査実施予定検体数の達成率)	%	102	A	103	A	100	業務生活衛生課	18
エ 流通食品の放射性物質検査の実施									
25	流通食品の放射性物質検査検体数(検査実施予定検体数の達成率)	%	100	A	100	A	100	業務生活衛生課	19
オ 学校給食の安全性の確保									
26	定期点検を実施する学校給食施設数の割合	%	100(121施設) (変更)	A	100	A	100	保健体育課	19
27	学校給食関係者に対する研修会の開催回数	回	5	A	5	A	5	保健体育課	19
基本施策(4) 食品表示の適正化の推進									
ア 各法律に基づく監視指導の充実									
28	食品表示法に関する巡回調査・点検件数	件	28,274 (上方修正)	A	22,189	A	18,350	業務生活衛生課 流通・加工推進課 健康長寿課	20
29	健康増進法の誇大表示に係わる巡回調査・点検件数	件	302 (上方修正)	A	354	A	350	健康長寿課	20
30	景品表示法に関する相談及び表示指導件数	件	23	—	60	—	随時	生活安全安心課	20
31	景品表示法に基づく観光土産品の表示指導回数	回	2	A	2	A	2	生活安全安心課	20
イ 適正な食品表示の促進									
32	食品表示法等に関する表示講習会開催回数	回	10	A	10	A	5	業務生活衛生課 流通・加工推進課 健康長寿課	21
33	景品表示法に関する表示講習会開催回数	回	5 (上方修正)	A	5	A	5	生活安全安心課	21
34	医薬品医療機器等法(旧:薬事法)に関する表示講習会開催回数	回	5 (上方修正)	A	5	A	5	業務生活衛生課	21
基本施策(5) 輸入食品の安全対策の強化									
ア 検疫所と連携した監視体制の充実									
35	検疫所と連携した監視体制の充実	回	1	—	1	—	随時	業務生活衛生課	21

施策項目	単位 /年	(参考R6)		R7		目標値 R7	担当課	頁数	
		実績値	実施 状況	実績値	実施 状況				
施策3 食品の安全安心確保のための体制の充実									
基本施策（6）食品の安全に関する調査・研究の推進									
ア 農薬の使用量低減のための研究の推進									
36	化学合成農薬低減に向けた試験及び普及	件	2 (上方修正)	A	3	A	3	営農支援課	22
イ 食中毒についての調査研究									
37	食中毒汚染実態調査検体数(調査実施予定検体数の達成率)	%	176	A	111	A	100	業務生活衛生課	22
38	シガテラ対策に係る調査研究(調査実施予定検体数の達成率)	%	(新規)	—	150	A	100	業務生活衛生課 水産課	22
ウ 食品検査施設における信頼性の確保									
39	内部点検の実実施施設数	施設	8	A	8	A	8	業務生活衛生課	22
40	精度管理(微生物・理化学)の実施回数	回	2	A	2	A	2	業務生活衛生課	22
41	外部精度管理調査への参加施設数	施設	3	A	2	A	2	業務生活衛生課	22
基本施策（7）緊急事態における体制の維持・強化									
ア 緊急時の関係各課の連携の推進（数値目標なし）									
42	緊急時の関係各課の連携の推進	回	2	—	1	—	随時	業務生活衛生課	23

施策項目	単位 /年	(参考R6)		R7		目標値 R7	担当課	頁数	
		実績値	実施 状況	実績値	実施 状況				
施策目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供									
施策4 食品の安全安心に関する理解促進									
基本施策(8) 安全安心な食品に関する知識の普及啓発									
ア 一般消費者の食品に関する知識の普及啓発									
43	消費者への啓発のための講座実施回数	回	10 (上方修正)	A	11	A	6	生活安全安心課	24
44	食中毒予防イベント回数	回	6 (上方修正)	A	6	A	6	業務生活衛生課	24
イ 幼児・児童生徒の食品に関する理解促進									
45	給食だよりの発行数	回	11	A	11	A	11	保健体育課	24
ウ 学校給食における食物アレルギーへの対応									
46	学校給食アレルギー献立表の発行数	回	11	A	11	A	11	保健体育課	25

施策5 安全安心な県産食品の推奨									
基本施策(9) 優良な県産食品の推奨									
ア 優良県産品の推奨									
47	優良県産品の宣伝・普及啓発	回	14 (上方修正)	-	21	A	10	グローバルマーケティング戦略課	25

施策6 食品の安全安心に関する情報の提供、公開、意見交換の推進									
基本施策(10) 食品に関する正しい情報の提供									
ア 迅速な情報提供の推進(数値目標なし)									
48	食品の安全安心に関する情報の発信	回	9	-	6	-	随時	業務生活衛生課	26
49	食中毒関連情報の発信数	回	7	-	5	-	随時	業務生活衛生課	26
イ 観光客、在住外国人への食品に関する情報提供(数値目標なし)									
50	県内観光客への食材等のアレルギー物質、食中毒等の周知、情報発信	件	(新規)	-	7	-	随時	観光振興課	26
51	在住外国人への食品に関するアレルギー物質、食中毒等の周知、情報発信	件	(新規)	-	1	-	随時	交流推進課	26
基本施策(11) 意見交換会の充実									
ア 県民、食品関連事業者との意見交換会の開催									
52	食品の安全安心に関する意見交換会の開催回数	回	1	A	2	A	1	業務生活衛生課	27

3 各施策項目の取り組み内容

目標 1 安全安心な食品の確保

施策 1 生産・出荷段階における安全安心の確保

基本施策（1）安全な農作物の提供の推進

ア 生産現場における農薬の適正使用

安全で安心な農作物を供給するためには、農作物の生産段階で使用される農薬の適正な使用が重要です。農薬販売者が適正に生産者へ販売、指導できるよう農薬販売店に対する立入検査を計画的に実施しています。また、生産農家等を対象に、農薬適正使用講習会を開催しています。令和7年度は、農薬販売店 100 店舗に対して立入調査を実施し、うち7店舗にて是正指導を行いました。また、農家等の農薬使用者に対し農薬の適正使用を推進する目的で、農薬危害防止講習会を3回、農薬の適正使用講習会を6回、農業管理指導士養成研修会を2回の計 11 回の講習会を実施しました。【営農支援課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
1 農薬販売店に対する立入検査件数	(件/年)	101	100	A	100
2 農薬適正使用講習会の開催回数	(回/年)	12	11	A	10

イ 農薬の管理を含めた総合的な自主管理体制の取り組み

安全安心な農作物の安定供給を推進するため、適切な生産工程を記録、管理するための手法であるGAP（農業生産工程管理）を生産者に対して普及し、化学肥料や化学合成農薬の低減による環境保全型農業に取り組む農業者へのエコファーマー認定や沖縄県特別栽培農産物認証を推進します。令和7年度は、GAP導入のモデル農場を5地区5箇所設置し、環境保全型農業実践数（エコファーマー認定件数及び特別栽培農産物認証件数の合計）は 2,119 件（累計）と増加しており、人と環境に優しい農業技術普及を推進しました。

令和7年度は、生産者や流通業者等に対して、環境保全型農業認定・認証制度に係る説明会を開催し、またイベント等を通じて、消費者等に対して同認定・認証制度に関するパンフレットを配布し、普及啓発活動を通じて多数の認証取得を促進し、概ね達成していますが目標としていた水準にはわずかに届きませんでした。

【営農支援課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
3 国のガイドラインに基づいたGAPの導入経営体数	(経営体/年)	5	5	A	5
4 環境保全型農業実践数	(件/年)	2,066 (統合)	2,119	B	2,141

◎GAP（営農支援課）

農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことであり、食品の安全生向上、環境の保全、労働安全の確保等に資するとともに、農業経営の改善や効率化につながる取組です。

◎エコファーマー認定（営農支援課）

化学肥料や化学合成農薬の低減による環境保全型農業の生産方式を普及啓発し、この生産方式に取り組んでいる農業者を「エコファーマー」として認定を行っています。

◎特別栽培農産物認証（営農支援課）

県慣行基準と比較して化学肥料、化学合成農薬を5割低減して生産された農産物を「沖縄県特別栽培農産物」として認証を行っています。



ウ 残留農薬検査等の実施

中央卸売市場や販売店から収去した農産物について残留農薬検査を実施し、検査結果については生産者へフィードバックし、農薬の適正使用を推進しています。令和7年度は、県産農産物3品目 15 検体（ゴーヤ5検体、エンサイ5検体、コマツナ5検体）について検査を実施しました。

残留農薬検査は、食品衛生法に定める試験方法に基づいた規格基準検査を実施しており、検査結果をもとに生産者の指導を行っています。当該検査において、2品目3検体から農薬が検出され、そのうち1品目1検体で農薬取締法違反が疑われました。農薬取締法違反疑い検体については、営農支援課が原因調査及び生産者に対する指導を行いました。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
5 流通農産物の残留農薬検査(検査実施予定数の達成率)	(%/年)	100	100	A	100

基本施策（2）安全な畜産物・水産物の提供の推進

ア TSE（BSE）対策の推進

牛や山羊について、TSE(BSE)に感染していないかどうかを確認するため、TSE(BSE)スクリーニング検査を実施します。牛については、生後 24 ヶ月齢以上で、運動障害などの神経症状や全身症状を呈し、BSEを疑うものについて検査を行います。山羊については、月齢にかかわらず削瘦、被毛粗剛、運動失調などの臨床症状を呈し、TSE(BSE)を疑うものについて検査を行っています。令和7年度は、牛2頭について検査を実施し結果はすべて陰性でした。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
6 TSEスクリーニング検査頭数	(頭/年)	7	2	-	随時

イ と畜検査・食鳥検査の実施及び食肉・食鳥肉の衛生確保の推進

食肉・食鳥肉の安全性確保におけると畜場・食鳥処理場の衛生管理の取り組みを推進するため、と畜場及び食鳥処理場の職員に対して、「と畜場及び食鳥処理場での衛生管理」、「HACCP」、「食肉食鳥肉に由来する食中毒」等について衛生講習会を実施しています。また、と畜場・食鳥処理場の衛生管理について、監視指導の徹底と自主管理体制の構築を促進させるために監視指導を実施しています。

令和7年度は、と畜場、食鳥処理場両施設とも計画通りに講習会の開催や監視を行うことができました。

【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
7 と畜場・食鳥処理場職員への講習会開催回数	(回/年)	8	8	A	8
8 と畜場の監視回数(監視予定回数の達成率)	(%/年)	107	102	A	100
9 食鳥処理場(大規模・認定小規模)の監視回数(監視予定回数の達成率)	(%/年)	100	106	A	100



◎と畜場の監視（薬務生活衛生課）

稼働していると畜場5施設について、標準監視回数 60 回のうち 61 回監視指導を行い、衛生管理の記録検査を 61 回実施しました。また、と畜場においてと畜等の微生物検査を実施し(57 回)、と畜場職員への衛生教育や指導を実施しました。

ウ 鶏卵衛生管理体制の整備

令和7年度は安全な畜産物の供給体制を推進するため、養鶏場の鶏舎内拭き取り検査を実施し、サルモネラに係るモニタリング検査を 128 検体実施し、清浄性を確認しました。【畜産課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
10 養鶏場のサルモネラ検査数	(検体/年)	144	128	-	随時

エ 動物用医薬品等の適正使用の促進と残留検査の実施

動物用医薬品の適正使用を推進するため、畜産農家や獣医師に加え、動物用医薬品販売業者を対象に、令和7年度は計 51 件への立入検査を行い、動物用医薬品の休薬期間や用法・用量の遵守について、適正な

使用及び販売の指導を行いました。【畜産課】

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及びBSE発生防止のための飼料に関するガイドラインの遵守を推進するため、畜産飼料の製造業者・輸入業者等に対して令和7年度は58件について立入検査、巡回指導を行い、不適切な事例は見られませんでした。【畜産課】

県内で製造または販売される畜水産食品の安全性確保のため、牛8検体、豚100検体、山羊2検体、鶏18検体、乳1検体、マグロ2検体、スギ1検体、鶏卵10検体、はちみつ1検体について、残留動物用医薬品等の検査を実施し、全ての検体において結果は陰性または残留基準値未満でした。【薬務生活衛生課】

養殖魚介類を安全・安心な食品として生産するために、養殖業者に対して巡回指導を行いました。また、水産用医薬品の使用状況を把握するため、水産医薬品の使用実態調査を行い、その結果、適正に使用していることが確認できました。【水産課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
11 動物用医薬品の適正使用にかかる監視指導	(件/年)	47回 (変更)	51	A	45
12 飼料等の製造・流通段階における検査や指導数	(件/年)	83	58	A	35
13 畜水産食品の残留抗生物質検査数(検査実施予定数の達成率)	(%/年)	97	100	A	100
14 養殖経営体数に対する指導経営体数の割合	(%/年)	100	100	A	100
15 水産用医薬品使用実態調査の実施回数	(回/年)	1	1	A	1



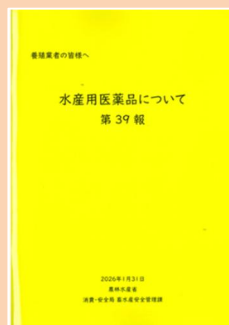
◎飼料等の製造・流通段階における立入調査 (畜産課)

飼料の製造、輸入及び販売業者に対し、飼料安全法に基づく届出の指導や、製造、輸入及び販売に係る立入検査等を行いました。

◎養殖経営体に対する指導 (水産課)



水産用ワクチン接種講習会



各経営体へ配布した冊子

オ 家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化

安全・安心な畜産物を供給するために、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生を予防する必要があります。令和4年12月に県内初の高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、発生予防のため県内の養鶏場における飼養衛生管理の向上について万全の対策が講じられるよう、飼養者による点検実施に加え点検結果を踏まえた改善指導を実施しています。令和7年度は、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の特定家畜伝染病が発生した場合を想定し、防疫体制の確認等を行う防疫演習を、市町村、畜産関係機関、防疫協定団体、生産者団体など参集して各地で開催し、農林水産部内に特定家畜伝染病危機管理対策会議を設置し、連絡体制等の情報共有を図りました。また、100羽以上の家きん飼養農場の飼養衛生管理基準遵守状況を確認し、高病原性鳥インフルエンザの発生予防に務めました。【畜産課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
16 家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化に係る連絡会議等の開催回数	(回/年)	18	9	A	8
17 鳥インフルエンザ発生予防体制の強化における確認指導	(件/年)	(新規)	68	A	50

カ 和牛ブランドの信頼性の確保

家畜人工授精所に対し立入検査を計画的に実施し、家畜人工授精業務の実施状況や和牛遺伝資源の記録管理について確認・指導を行っています。令和7年度は、家畜人工授精所の開設者に対して、家畜改良増殖法で定められた書類の管理、凍結精液ストローと証明書の一體的な取扱い、その他和牛遺伝資源管理に係る立入検査・指導を行いました。【畜産課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
18 家畜人工授精所の立入検査	(件/年)	(新規)	51	A	40

施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保

基本施策(3) 食品の製造・調理・販売段階における安全確保

沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき食品関連事業者への監視指導や流通食品の収去検査を行い、施設の衛生確保や流通食品の安全性を確認しています。また、学校給食施設においては、施設の点検や関係者に対する研修会を通して衛生管理の徹底を図り、安全安心な学校給食を提供しています。

ア 食品関連事業者に対する監視指導

沖縄県食品監視指導計画に基づき、食品の製造・販売の実態や過去の食中毒発生状況等を考慮して、立入検査回数を定めて、食品関連事業者に対する監視・指導を行います。令和7年度は、7,078回の計画数のうち7,087回の監視指導を行いました。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
19 食品施設監視指導回数(監視指導実施予定数の達成率)	(%/年)	117	100	A	100

イ 食品関連事業者の自主管理の促進

食品関連事業者を対象に、食中毒予防のための衛生講習会や食品衛生責任者を対象に実務講習会を開催し、食品衛生に対する正しい知識の普及啓発を行っています。

飲食店や食品製造施設等の営業許可施設には、食品衛生責任者の設置が義務付けされていることから、一般社団法人沖縄県食品衛生協会が主催する食品衛生責任者養成講習会へ講師を派遣し、その責任や役割の周知を行っています。

国際標準の衛生管理手法である HACCP に関する講習会や、食中毒予防のための衛生講習会を開催し、食品関連事業者に対して施設の衛生管理や従事者教育の方法、自主検査の実施など、自主的な衛生管理体制の向上が図られるように指導や助言を行っています。

令和7年度は、食品衛生講習会を 250 回開催し、延べ 7,410 名の食品関連事業者に対して食中毒予防の普及啓発を行いました。また、食品衛生責任者養成講習会や実務講習会を開催し、HACCP の制度化等に関する講義を行い、HACCP に沿った衛生管理の促進に努めました。

食品関連事業者団体による巡回指導件数については、令和7年 10 月に発生した修学旅行に関連した食中毒事案を受けて、修学旅行や観光客向けの飲食店等への巡回指導に注力し、1 件当たりの巡回指導内容を充実させたことから、件数としては目標に達しませんでした。巡回指導に加え観光飲食施設向けの講習会を開催するなど効果的な指導に取り組みました。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
20 食中毒予防のための講習会開催回数	(%/年)	109	100	A	100
21 食品衛生責任者養成講習会等での講義回数	(回/年)	46	40	A	23
22 HACCPの導入及び適切な運用に関する指導助言	(件/年)	44	42	—	随時
23 食品関連事業者団体による巡回指導件数(実施計画数の達成率)	(%/年)	101	90	B	100

ウ 食品収去検査の実施

流通している食品について、食品衛生法で定められた規格基準等の検査を行い、流通食品の安全性を確保します。沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、県内で製造された食品及び県内に流通する食品等を対象に収去検査を実施し、残留農薬や添加物、微生物等の試験検査を行い、不良食品を排除します。

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
24 食品の収去検査検体数(検査実施予定検体数の達成率)	(%/年)	102	111	A	100

◎食品の収去検査（薬務生活衛生課）



沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、県内で製造又は販売される流通食品の収去検査を実施し不良食品を排除し、流通食品の安全確保を図ります。

令和7年度は、1,045 検体の検査を県内3保健所(中部、宮古、八重山)、衛生環境研究所、食肉衛生検査所において実施しました。

食品衛生法違反を確認した1件については、製造所等の監視指導を行い、衛生管理の徹底と製造工程における改善策を講じさせ、不正食品を排除し、流通食品の安全を確保しました。

エ 流通食品の放射性物質検査の実施

平成 23 年の東日本大震災による原子力発電所事故により、一部の食品から放射性物質が検出され、出荷制限が行われるなど全国的に放射性物質汚染問題が起こったことから、県では平成 24 年度から、主に県外で製造された流通食品の放射性セシウムの検査を実施しています。

令和7年度は、検査を実施した食品全てで放射性セシウムは検出されませんでした。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
25 流通食品の放射性物質検査検体数(検体実施予定検体数の達成率)	(%/年)	100	100	A	100

オ 学校給食の安全性の確保

学校給食調理施設及び給食用食品の定期的な点検を実施し、衛生管理の徹底を図るよう指導しています。

令和7年度は、全施設の調理場の点検を行いました。学校給食衛生管理基準に基づき、学校給食用食品の定期的な点検を実施し、衛生管理について指導・助言を行いました。

安全安心な学校給食の確保を推進するため、学校給食関係者に対し、調理場の衛生管理や食品の安全安心等の研修を実施しました。【保健体育課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
26 定期点検を実施する学校給食施設数の割合	(%/年)	100	100	A	100
27 学校給食関係者に対する研修会の開催回数	(回/年)	5	5	A	5

◎学校給食関係者に対する研修会（保健体育課）



令和7年度は、学校給食関係者の研修会（市町村学校給食担当者連絡協議会、地区別学校給食指導者研修会、学校給食（細菌検査）実技講習会、栄養教諭・学校給食職員等研修会、県立学校給食衛生講習会）で、学校給食における衛生管理、食中毒及び異物混入の防止及び発生時の対応、食物アレルギーの対応等について説明し、学校給食の衛生及び安全管理の徹底について周知しました。

基本施策（4）食品表示の適正化の推進

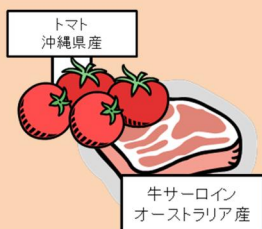
食品衛生法・JAS法、健康増進法の食品表示の規定を統合した「食品表示法」が平成27年に施行されたことから、食品関連事業者に対して巡回指導や講習会を開催し、食品表示法に基づく新たな表示制度について情報提供を行っています。また、関係課が合同で監視指導を行い連携を図ると共に講習会を開催して、食品関連事業者への法令の遵守及び周知を図っています。

ア 食品関連事業者に対する監視指導

【業務生活衛生課、流通・加工推進課、健康長寿課、生活安全安心課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
28 食品表示法に関する巡回調査・点検件数	(件/年)	28,274	22,189	A	18,350
29 健康増進法の誇大表示に係わる巡回調査・点検件数	(件/年)	302	354	A	350
30 景品表示法に関する相談及び表示指導件数	(件/年)	23	60	—	随時
31 景品表示法に基づく観光土産品の表示指導回数	(回/年)	2	2	A	2

◎食品表示法に関する巡回調査・点検（業務生活衛生課、流通・加工推進課、健康長寿課）



食品表示法に基づく食品表示の普及啓発及び適正化を図るため、食品製造・加工業者、食品販売業者等の巡回調査を実施しています。令和7年度は、流通・加工推進課では、品質事項に基づく表示適正化の指導のため、県内小売店舗等に巡回指導を実施し、18,599品目を調査しました。（流通・加工推進課）また、衛生事項については、各保健所において食品表示月間や夏期年末一斉取締り期間等に3,236品目について食品表示の点検、指導を実施しました。（業務生活衛生課）

健康増進法に基づく表示適正化の指導を強化するため、保健所職員が食品製造加工業者、食品販売者等が製造販売する健康食品・加工食品等を対象とした調査指導を、スーパーマーケットや農産物直売所等において実施し、354品目を確認しました。巡回調査の実施により、事業者への指導と併せて誇大表示の禁止について普及啓発を図ることができました。（健康長寿課）

◎景品表示法に関する相談及び表示 指導（生活安全安心課）

◎景品表示法に基づく観光土産品の表示指導（生活安全安心課）



観光土産品認定・試買審査会

事業者の商品・役務に関する表示の適正化を図る観点から、商品・役務に関する事業者からの相談に応じ、商品パッケージ等に使用する文言等の助言を行いました。

観光土産品については、沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会主催の「観光土産品認定・試買審査会」にアドバイザーとして出席し、景品表示法に基づく表示適正化の指導を行いました。

イ 適正な食品表示の促進

食品表示法が施行されたことに伴いそれまで個々の法律ごとで実施していた表示に関する講習会を担当課4課合同で、食品関連事業者等への新たな表示制度の適正な普及開発を行う目的で講習会を実施しています。令和7年度は県主催講習会を5回、他機関から依頼を受けた講習会 5 回の計 10 回の講習会を実施し、適正な食品表示の促進に努めました。【薬務生活衛生課、流通・加工推進課、健康長寿課、生活安全安心課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
32 食品表示法等に関する表示講習会開催回数	(回/年)	10	10	A	5
33 景品表示法に関する表示講習会開催回数	(回/年)	5	5	A	5
34 医薬品医療機器等法(旧:薬事法)に関する表示講習会開催回数	(回/年)	5	5	A	5

基本施策（5）輸入食品の安全対策の強化

ア 検疫所と連携した監視体制の充実

輸入食品の違反事例やその他照会事項等があった場合に必要に応じて、各関係機関と連携し意見交換を開催しております。令和7年度は、那覇検疫所主催の説明会に参加し、器具・容器包装のポジティブリスト等について意見交換を行いました。また、営業用に食品や調理器具等を海外から輸入する場合の届出について、各保健所においてリーフレットでの周知を行いました。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
35 検疫所と連携した監視体制の充実	(回/年)	1	1	—	随時

施策3 食品の安全安心確保のための体制の充実

基本施策(6) 食品の安全に関する調査・研究の推進

県産農産物栽培における化学農薬や化学肥料低減のための試験研究や、流通食品の食中毒菌汚染実態調査等を行い、食品の安全性に関する研究や実態把握に努めています。また、食品衛生検査施設においては、食品分析結果の信頼性の確保に努めています。

ア 農薬の使用量低減のための研究の推進

化学農薬を使用しない病害虫防除技術の開発のため、県産農産物栽培において天敵生物を利用した防除試験を実施しています。令和7年度は、オクラの2種害虫に対する土着天敵を活用した防除技術の検証、オクラのうどんこ病に対する紫外線照射(UV-B)による防除効果の検証を行い、化学合成農薬の使用量低減に有効でした。また、ピーマン専門部会を対象に、化学農薬の代替薬剤として硫黄くん煙機を導入し、有効性について実証し普及を図りました。【営農支援課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
36 化学合成農薬低減に向けた試験及び普及	(件/年)	2	3	A	3

イ 食中毒についての調査研究

令和7年度沖縄県食品中の食中毒菌汚染実態調査実施要領を策定し、要領に基づき実施しました。県内弁当製造施設を対象に130検体の検査(一般細菌、大腸菌(大腸菌群)、黄色ブドウ球菌、セレウス菌)実施を計画し、145検体の収去検査を実施し、検査の結果、要改善が必要な施設が14施設27検体あったため改善指導を行いました。

県内食中毒原因の上位であるシガテラ対策として、流通している魚類のシガテラ毒含有量を調査し、魚種、海域、体長等の要因別に分析し、各要因と毒量の関係性の把握に努めています。令和7年度は、20検体の検査実施を計画し、県衛生環境研究所にて30検体の検査を実施しました。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
37 食中毒菌汚染実態調査検体数(調査実施予定検体数の達成率)	(%/年)	176	111	A	100
38 シガテラ対策に係る調査研究(調査実施予定検体数の達成率)	(%/年)	新規	150	A	100

ウ 食品衛生検査施設における信頼性の確保

県の食品衛生検査施設において、検査を正確かつ迅速に実施するためには、日々の管理業務が重要であるため、その適正管理状況を確認するための内部点検を行っています。県内5保健所、衛生環境研究所、2食肉衛生検査所にて内部点検を行い、試験室の管理や記録簿の不備等があった施設に対しては、改善指示を行い、適正管理の確保を図っています。また、検査員の検査技術水準を確保するため、検査業務を行う検査施設においては年2回の精度管理により検査精度の評価を行っており、3検査施設においては、全国規模の外部精度管理に参加しています。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
39 内部点検の実施施設数	(施設/年)	8	8	A	8
40 精度管理(微生物・理化学)の実施回数	(回/年)	2	2	A	2
41 外部精度管理調査への参加施設数	(施設/年)	3	2	A	2

基本施策（7）緊急事態における体制の維持・強化

ア 緊急時の関係各課の連携の推進

緊急事態が発生し、全庁的に対応する必要がある場合には、沖縄県食品の安全安心推進本部会議を臨時開催し、迅速な対応を行います。

令和7年度は、食品の安全安心に係る全庁的な危機管理対応が必要となる緊急事態は発生していないため、緊急時の召集は行っていませんが、令和6年度の関係部局の施策実施状況の把握及び第4期推進計画の終期報告のため「第1回沖縄県食品の安全安心推進本部会議」を開催しました。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
42 緊急時の関係各課の連携の推進	(回/年)	2	1	－	随時



◎令和7年度沖縄県食品の安全安心推進本部会議開催（薬務生活衛生課）

第4期沖縄県食品の安全安心推進計画の令和6年度の実施状況及び終期まとめの報告、審議を行いました。

目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供

施策4 食品の安全安心に関する理解促進

基本施策(8) 安全安心な食品に関する知識の普及啓発

ア 一般消費者の食品に関する知識の普及啓発

消費者が、食中毒予防をはじめ、食品に関する正しい知識を身につけ、自らの判断で安全な食品を選択できる目を養うことが求められることから、消費者を対象とした普及啓発活動を行います。

令和7年度は、小学生向けにエシカル消費に関する講座を1回、県民向けに食品ロスを中心としたエシカル消費に関する啓発イベント・パネル展示を10回実施しました。【生活安全安心課】

8月の食品(食肉)衛生月間中、県立図書館にて食中毒予防パネルの展示やエコバックの配布等の普及啓発を実施しました。また、各保健所においても、大型スーパーマーケット、銀行にてパネル展示、パンフレット配布や手洗い講習会など食品衛生思想の普及啓発活動を行いました。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
43 消費者への啓発のための講座実施回数	(回/年)	10	11	A	6
44 食中毒予防イベント回数	(回/年)	6	6	A	6



◎食中毒予防イベント開催（薬務生活衛生課）

銀行や保健所にて食品衛生に関するパネル展示や普及啓発パンフレット等の配布を行うとともに、新聞やテレビ等による広報活動により食品衛生思想の普及啓発を行いました。

イ 幼児・児童生徒の食品に関する理解促進

学校給食だより等を発行し、家庭における食品衛生及び食品の安全安心の確保について、情報提供、普及啓発を促進しています。令和7年度は、月1回(夏休みを除く)学校給食だより等を発行し、家庭における食品衛生及び食品の安全安心確保について、情報提供、普及啓発の推進に努めました。【保健体育課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
45 給食だより等の発行数	(回/年)	11	11	A	11

ウ 学校給食における食物アレルギーへの対応

学校給食アレルギー献立表(詳細な献立表)を事前に学校・家庭に配布し、給食時において誤食がないよう給食の安全の確保について情報提供を行っています。令和7年度は、学校給食アレルギー献立表を月1回(夏休みを除く)発行することで、学校と家庭が給食食材の情報を共有することができました。【保健体育課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
46 学校給食アレルギー献立表の発行数	(回/年)	11	11	A	11

施策5 安全安心な県産食品の推奨

基本施策(9) 優良な県産食品の推奨

ア 優良県産品の推奨

沖縄県優良県産品は、関係法令に基づく表示審査、検査機関による内容分析、製造所の衛生審査等、厳正な審査を経て認定されています。沖縄県優良県産品推奨制度について関連事業者や消費者への普及啓発に取り組んでいます。【グローバルマーケット戦略課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
47 優良県産品の宣伝・普及啓発	(回/年)	14	21	A	10

◎優良県産品の展示・宣伝(グローバルマーケット戦略課)

令和7年度の推奨件数は47点でした。展示・宣伝・販売会については、県庁内、沖縄産業まつり内展示、花と食のフェスティバル、沖縄宝島ぽっぽぼ町田店、沖縄宝島浦添パルコシティ店、アース製薬社内、タウンプラザかねひで、イオンモールライカム、コープ沖縄宅配による販売など、21回行いました。



タウンプラザかねひで
優良県産品コーナー設置



サンシャインシティ めんそーれフェスタ(東京 池袋)

施策 6 食品の安全安心に関する情報の提供、公開、意見交換の推進

基本施策（10）食品に対する正しい情報の提供

ア 迅速な情報提供の推進

食品に関する苦情や相談のあった食品への簡易検査の実施や、食品による健康被害の拡大防止と再発防止を図るため、必要に応じて食中毒に関する情報を公表し、食品に関する正しい情報の提供を行っています。

令和7年度は、食中毒の発生状況、食品中の放射性物質モニタリング検査結果その他各種取り組みの情報等を計6回掲載しました。また、食品衛生法に基づく処分を行った内容等について5件の公表を行いました。公表に際しては、県民への注意喚起についても併せて情報発信を行いました。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
48 食品の安全安心に関する情報の発信	(回/年)	9	6	－	随時
49 食中毒関連情報の発信数	(回/年)	7	5	－	随時

イ 観光客、在住外国人への食品に関する情報提供

観光 WEB サイトを通じて国内外の観光客に、また、ツーリズム産業団体を通じて、県内の観光関連事業者へ食材等のアレルギー物質、食中毒等の情報を提供します。

また、在住外国人が住みやすい地域づくりを促進するため、沖縄県国際交流・人材育成財団及び県内の国際交流団体を通して、食品に関する情報を発信します。

令和7年度は、「食物アレルギーゆいまーブック」及び「食物アレルギー表示 POP ガイドブック」について、令和8年1月に一部抜粋・修正を行い、沖縄県ユニバーサルツーリズムポータルサイトに掲載しました。また、同月に県内観光関連事業者 20 名を対象に「食のバリアフリーセミナー」を開催し、観光における食物アレルギー対応に関する意識啓発、ノウハウ共有を図りました。さらに、観光バリアフリーアドバイザー派遣事業として、宿泊事業者1社及び飲食事業者1社に対し、アレルギー対応品目への変更に伴う現メニューや使用原料等の確認、食事提供に関する具体的なアドバイス等を実施しました。

令和7年 10 月に県外4校の修学旅行で発生した大規模な食中毒事案を受け、当課主催の「県修学旅行推進協議会（宿泊機能分科会及び教育旅行民泊分科会）」において、食中毒の発生予防策に関する情報提供を行いました。【観光振興課】

食品関係所管幹事課から提供のあった食品に関するアレルギー物質等のパンフレットについて、国際交流団体を通じて、県内の在住外国人に周知を行いました。【交流推進課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
50 県内観光客への食材等のアレルギー物質、食中毒等の周知、情報発信	(件/年)	新規	7	－	随時
51 在住外国人への食品に関するアレルギー物質、食中毒等の周知、情報発信	(件/年)	新規	1	－	随時

◎県内観光客への食材等のアレルギー物質、食中毒等の周知、情報発信（観光振興課）

ホームページにおいて以下の資料を掲載し、観光事業者等に向けて食の安全・安心に関する情報を提供しております。

- ① 食物アレルギーゆいまるブック(R8.1 一部抜粋・修正)
- ② 食物アレルギー表示 POP ガイドブック(R8.1 一部抜粋・修正)
- ③ 沖縄修学旅行食物アレルギー事前調査票・使用ガイド
- ④ 指さしコミュニケーションシート作成システム(英・韓・中(繁・簡))

令和8年1月に県内観光関連事業者 20 名を対象に「食のバリアフリーセミナー」を開催し、観光における食物アレルギー対応に関する意識啓発、ノウハウ共有を図りました。



①②沖縄県ユニバーサルツーリズムポータルサイト



③おきなわ修学旅行ナビ



④沖縄県インバウンド対策支援サイト



セミナー開催

基本施策（11）意見交換会の充実

食品の安全性への理解を深め、食品への安心感を定着させるため、行政と食品関連事業者や消費者との情報・意見交換の場を設け、リスクコミュニケーションを促進しています。

ア 県民、食品関連事業者との意見交換会の開催

令和7年度は、食品安全委員会と共催で、県立美里工業高等学校の調理科2年生 36 名、県立浦添工業高等学校の調理科2年生 33 名を対象に、「知って防ごう食中毒」を話題とし、食品安全委員会事務局から情報提供いただいた後、「食中毒防止のフレーズを考える」を課題に生徒によるグループワーク、グループ発表、意見交換を行いました。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績			目標値
		R6 参考	R7		R7
			実績値	達成度	
52 食品の安全安心に関する意見交換会の開催回数	(回/年)	1	2	A	1

◎食品の安全安心に関する意見交換会の開催（薬務生活衛生課）

「食中毒防止のフレーズを考える」をテーマに県立高校調理科の生徒さんとグループワークを開催しました。



グループワーク



発表

令和8年度 沖縄県食品の安全安心推進本部 関連会議予定表

会議等	日程(予定)	内容等
第1回担当者会議	日時: 令和8年4月16日(木) 八汐荘 3階 小会議室 14時~15時	幹事課(15課)の担当者による会議 (議題)第5期沖縄県食品の安全安心推進計画の 令和7年度実施状況報告 他
第1回幹事会	日時: 令和8年5月12日(火) 八汐荘 4階 中会議室 14時~15時30分	幹事長 保健医療介護部保健衛生統括監 副幹事長 薬務生活衛生課長 幹事 関係14課長 (議題)第5期沖縄県食品の安全安心推進計画の 令和7年度実施状況報告 他
第1回推進本部会議	日時: 令和8年5月29日(金) 県庁6階 第1特別会議室 14時~15時	本部長 副知事 副本部長 保健医療介護部長 本部員 生活福祉部長 農林水産部長 商工労働部長 文化観光スポーツ部長 教育長 (議題)第5期沖縄県食品の安全安心推進計画の 令和7年度実施状況報告 他
第1回沖縄県食品 の安全安心懇話会	日時: 令和8年6月4日(木) 八汐荘 4階 中会議室 14時~15時30分	・懇話会の開催は、保健医療介護部長が招集する ・構成員の中から、保健医療介護部長が座長を指名して、座長により議事進行を行う ・推進計画に基づく毎年度の実施状況報告を行う (議題)第5期沖縄県食品の安全安心推進計画の 令和7年度実施状況報告 他

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程

平成20年8月29日訓令第40号

沖縄県教育委員会教育長訓令第26号

(設置)

第1条 本県における食品の安全性及び食品に対する安心感（以下「食品の安全安心」という。）の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、沖縄県食品の安全安心推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 食品の安全安心の確保に関する基本的な事項に関すること。
- (2) 食品の安全安心の確保に関する施策の推進に関すること。
- (3) 食品の安全安心に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関すること。
- (4) その他食品の安全安心の確保に関する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、保健医療介護部を担当する副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、保健医療介護部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部を補佐する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は、保健医療介護部保健衛生統括監をもって充てる。
- 5 副幹事長は、保健医療介護部薬務生活衛生課長をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。

(関係者の出席)

第7条 本部長及び幹事長は、必要があると認めるときは、推進本部又は幹事会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、保健医療介護部薬務生活衛生課において処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年8月29日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第70号・教育委員会教育長訓令第4号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月9日訓令第125号・教育委員会教育長訓令第16号）

この訓令は、平成23年12月9日から施行する。

附 則（平成25年9月24日訓令第75号・教育委員会教育長訓令第7号）

この訓令は、平成25年9月24日から施行する。

附 則（平成26年4月1日訓令第29号・教育委員会教育長訓令第9号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日訓令第40号・教育委員会教育長訓令第6号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第30号・教育委員会教育長訓令第7号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第28号・教育委員会教育長訓令第3号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓令第28号・教育委員会教育長訓令第10号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月4日訓令第35号・教育委員会教育長訓令第11号）

この訓令は、令和6年10月4日から施行する。

別表第1（第3条関係）

生活福祉部長

農林水産部長

商工労働部長

文化観光スポーツ部長

教育長

別表第2（第6条関係）

生活福祉部生活安全安心課長

保健医療介護部健康長寿課長

農林水産部農林水産総務課長

農林水産部流通・加工推進課長

農林水産部営農支援課長

農林水産部園芸振興課長

農林水産部糖業農産課長

農林水産部畜産課長

農林水産部森林管理課長

農林水産部水産課長

商工労働部グローバルマーケット戦略課長

文化観光スポーツ部観光振興課長

文化観光スポーツ部交流推進課長

教育庁保健体育課長

沖縄県食品の安全安心懇話会運営要綱

(設置)

第1条 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例(平成19年沖縄県条例第39号)第10条の規定に基づき、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に実施するため、消費者、生産者、流通業者等の広範な分野の意見を聴取することを目的として、「沖縄県食品の安全安心懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

(意見等聴取事項)

第2条 懇話会の構成員となる者から次に掲げる事項に関する意見等を聴取する。

- (1) 食品の生産から消費に至る過程の安全安心確保対策に関する事
- (2) 食品の安全安心確保に係る消費者、生産者、食品営業者等相互の理解と協力に関する事
- (3) その他食品等の安全安心確保対策を進めるうえで必要となる事項に関する事

(構成員)

第3条 懇話会の構成員は、次に掲げる食品の安全安心の確保に係る団体のうちから、10人以内の範囲で保健医療介護部長が決定する。

- (1) 消費者
- (2) 生産者
- (3) 流通業者
- (4) 食品営業者
- (5) 学識経験者

2 任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 懇話会の開催は、保健医療介護部長が召集する。

2 保健医療介護部長は、懇話会を開催するときは、次に掲げる事項を予め構成員に通知するものとする。

- (1) 懇話会の日時及び場所
- (2) 県が意見等を求める事項
- (3) 県が意見等を求める事項に参考となる事項

(議事進行)

第5条 懇話会の座長は、保健医療介護部長が構成員の中から指名し、座長が議事進行を行う。

(関係者の出席)

第6条 保健医療介護部長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の運営にあたり必要となる庶務は、保健医療介護部薬務生活衛生課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、保健医療介護部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月18日から施行する。
- 2 沖縄県食の安全・安心懇話会運営要綱(平成16年8月30日福祉保健部長決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。